

令和5年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費 補助（負担）金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために、病床単位で指定する医療機関及び患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関（以下「重点医療機関等」という。）が、県内の入院医療体制を維持するために実施する事業（以下「事業」という。）に対し、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年4月5日付け厚生労働省発医政 0405 第2号・厚生労働省発健 0405 第1号・厚生労働省発薬生 0405 第56号厚生労働事務次官通知及び令和5年5月8日付け厚生労働省発医政 0508 第13号・厚生労働省発健 0508 第10号・厚生労働省発薬生 0508 第58号厚生労働事務次官通知）（以下「緊急包括支援交付金交付要綱」という。）及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和5年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金（以下「補助（負担）金」という。）を交付する。

（補助（負担）対象経費）

第2条 補助（負担）対象経費は、別表第2欄のとおりとする。ただし、既に他の補助（負担）事業の補助（負担）を受けている経費については、対象外とする。

（補助（負担）金交付額の算定）

第3条 補助（負担）金の交付額は、別表第1欄の補助（負担）区分ごとに、別表第3欄の基準額により算出された額の合計額から、寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助（負担）金の交付申請及び請求）

第4条 重点医療機関等は、補助（負担）金の交付を受けようとするときは、補助（負担）金交付申請書及び請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び請求書は、規則第13条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

（補助（負担）金の交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書及び請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助（負担）金の交付を決定し、速やかに重点医療機関等に通知するものとする。

2 前項の通知は、規則第14条の規定による額の確定通知を兼ねるものとする。

（指導監督）

第6条 知事は、補助（負担）事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第7条 知事は、補助（負担）事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

(負担)金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助(負担)金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助(負担)金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助(負担)事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第8条 補助(負担)事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得単価又は効用の増加価格の単価が50万円(法人格を有する団体等にあつては30万円)以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助(負担)事業者は、補助(負担)事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに補助(負担)金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、別に定める場合には、この限りではない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税の報告)

第9条 補助(負担)事業者は、補助(負担)事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助(負担)金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第2号)を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する報告書を受領した場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(関係書類の保管)

第10条 補助(負担)事業者は、補助(負担)事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助(負担)事業完了の日(補助(負担)事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助(負担)金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 補助(負担)金の対象は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに行われた事業とする。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表

1 補助（負担）区分	2 補助（負担）対象経費	3 基準額																						
<p>1 病床確保料 ※病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。</p>	<p>緊急包括支援交付金交付要綱別表のうち、 (1)新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床及び同病床確保のために休止とした病床に係る病床確保料 (2)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として病院、病棟に確保した病床及び同病床確保のために休止とした病床に係る病床確保料</p>	<p>【令和5年4月1日から令和5年5月7日まで】 (1)及び(2)により算出された額の合計額 ※即応病床使用率（前3ヶ月間）が県内医療機関の即応病床使用率平均の30%を超えて下回る医療機関においては、「1床当たり単価」欄括弧内に記載の単価を適用する。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。 ※県の指定通知に基づく補助対象病床数を上限とする。</p> <p>(1) ① 新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床</p> <table border="1" data-bbox="853 925 1469 1267"> <thead> <tr> <th>病床</th> <th>1床当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C U</td> <td>97,000 円/日 (68,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合</td> <td>41,000 円/日 (29,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>16,000 円/日 (11,000 円/日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①を確保するために、休止とした病床 (即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで）)</p> <table border="1" data-bbox="853 1397 1469 1816"> <thead> <tr> <th>病床</th> <th>1床当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C U</td> <td>97,000 円/日 (68,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合</td> <td>41,000 円/日 (29,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>16,000 円/日 (11,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>16,000 円/日 (11,000 円/日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ① 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として確保した病床 ア 重点医療機関である特定機能病院等</p> <table border="1" data-bbox="853 2029 1469 2065"> <thead> <tr> <th>病床</th> <th>1床当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病床	1床当たり単価	I C U	97,000 円/日 (68,000 円/日)	重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日 (29,000 円/日)	上記以外	16,000 円/日 (11,000 円/日)	病床	1床当たり単価	I C U	97,000 円/日 (68,000 円/日)	重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日 (29,000 円/日)	療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)	上記以外	16,000 円/日 (11,000 円/日)	病床	1床当たり単価		
病床	1床当たり単価																							
I C U	97,000 円/日 (68,000 円/日)																							
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日 (29,000 円/日)																							
上記以外	16,000 円/日 (11,000 円/日)																							
病床	1床当たり単価																							
I C U	97,000 円/日 (68,000 円/日)																							
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日 (29,000 円/日)																							
療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)																							
上記以外	16,000 円/日 (11,000 円/日)																							
病床	1床当たり単価																							

		<table border="1"> <tr> <td>I C U</td> <td>436,000 円/日 (305,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>211,000 円/日 (148,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>74,000 円/日 (52,000 円/日)</td> </tr> </table> <p>イ 重点医療機関である一般病院</p> <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>1 床当たり単価</td> </tr> <tr> <td>I C U</td> <td>301,000 円/日 (211,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>211,000 円/日 (148,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>71,000 円/日 (50,000 円/日)</td> </tr> </table> <p>② ①を確保するために、休止とした病床 (即応病床 1 床あたり 2 床まで (I C U・H C U 病床は 4 床まで))</p> <p>ア 重点医療機関である特定機能病院等</p> <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>1 床当たり単価</td> </tr> <tr> <td>I C U</td> <td>436,000 円/日 (305,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>211,000 円/日 (148,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>16,000 円/日 (11,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>74,000 円/日 (52,000 円/日)</td> </tr> </table> <p>イ 重点医療機関である一般病院</p> <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>1 床当たり単価</td> </tr> <tr> <td>I C U</td> <td>301,000 円/日 (211,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>211,000 円/日 (148,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>16,000 円/日 (11,000 円/日)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>71,000 円/日 (50,000 円/日)</td> </tr> </table> <p>【令和 5 年 5 月 8 日以降】 (1) 及び(2)により算出された額の合計額 ※県の指定通知に基づく補助対象病床数を上限とする。</p> <p>(1) ① 新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床</p> <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>1 床当たり単価</td> </tr> </table>	I C U	436,000 円/日 (305,000 円/日)	H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)	上記以外	74,000 円/日 (52,000 円/日)	病床	1 床当たり単価	I C U	301,000 円/日 (211,000 円/日)	H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)	上記以外	71,000 円/日 (50,000 円/日)	病床	1 床当たり単価	I C U	436,000 円/日 (305,000 円/日)	H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)	療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)	上記以外	74,000 円/日 (52,000 円/日)	病床	1 床当たり単価	I C U	301,000 円/日 (211,000 円/日)	H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)	療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)	上記以外	71,000 円/日 (50,000 円/日)	病床	1 床当たり単価
I C U	436,000 円/日 (305,000 円/日)																																					
H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)																																					
上記以外	74,000 円/日 (52,000 円/日)																																					
病床	1 床当たり単価																																					
I C U	301,000 円/日 (211,000 円/日)																																					
H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)																																					
上記以外	71,000 円/日 (50,000 円/日)																																					
病床	1 床当たり単価																																					
I C U	436,000 円/日 (305,000 円/日)																																					
H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)																																					
療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)																																					
上記以外	74,000 円/日 (52,000 円/日)																																					
病床	1 床当たり単価																																					
I C U	301,000 円/日 (211,000 円/日)																																					
H C U	211,000 円/日 (148,000 円/日)																																					
療養病床	16,000 円/日 (11,000 円/日)																																					
上記以外	71,000 円/日 (50,000 円/日)																																					
病床	1 床当たり単価																																					

I C U	97,000 円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日
上記以外	16,000 円/日

② ①を確保するために、休止とした病床
(即応病床1床あたり1床まで (I C U・H C U
病床は2床まで))

病床	1床当たり単価
I C U	97,000 円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	41,000 円/日
療養病床	16,000 円/日
上記以外	16,000 円/日

(2)

① 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制
整備事業として確保した病床

ア 重点医療機関である特定機能病院等

病床	1床当たり単価
I C U	218,000 円/日
H C U	106,000 円/日
上記以外	37,000 円/日

イ 重点医療機関である一般病院

病床	1床当たり単価
I C U	151,000 円/日
H C U	106,000 円/日
上記以外	36,000 円/日

ウ 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関 (以下「みなし重点医療機関」という。)

病床	1床当たり単価
I C U	151,000 円/日
H C U	106,000 円/日
療養病床	16,000 円/日
上記以外	36,000 円/日

② ①を確保するために、休止とした病床
(即応病床1床あたり1床まで (I C U・H C U
病床は2床まで))

ア 重点医療機関である特定機能病院等

病床	1床当たり単価
I C U	218,000 円/日
H C U	106,000 円/日

		<table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td>16,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>37,000 円/日</td> </tr> </table> <p>イ 重点医療機関である一般病院(みなし重点医療機関を含む。)</p> <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>1床当たり単価</td> </tr> <tr> <td>I C U</td> <td>151,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>106,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>16,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>36,000 円/日</td> </tr> </table>	療養病床	16,000 円/日	上記以外	37,000 円/日	病床	1床当たり単価	I C U	151,000 円/日	H C U	106,000 円/日	療養病床	16,000 円/日	上記以外	36,000 円/日
療養病床	16,000 円/日															
上記以外	37,000 円/日															
病床	1床当たり単価															
I C U	151,000 円/日															
H C U	106,000 円/日															
療養病床	16,000 円/日															
上記以外	36,000 円/日															
2 消毒経費	緊急包括支援交付金交付要綱別表のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施する病床確保において必要となる消毒に係る経費	当該消毒費用の実費相当額														